

介護保険指定事業者に対する処分について

介護保険法（以下「法」という。）に基づき介護保険指定事業者に監査を実施した結果、不正が認められたため、本日付で、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 処分の概要等

(1) 事業者・事業所の概要

事業者名 (住所・代表者氏名)	株式会社次元ケア (福岡市西区福重三丁目4-8-206・代表取締役 <small>かじわら だいすけ</small> 梶原 大輔)
対象事業所名(所在地)	うめはな訪問介護 (福岡市早良区田村六丁目7-10)
実施事業	訪問介護、介護予防型訪問サービス、生活支援型訪問サービス

(2) 事案の概要

令和5年10月から令和6年7月の間、上記事業所に併設の住宅型有料老人ホームの入居者（3名）に対する訪問介護（夜間早朝における20分未満のサービス）に関して、声掛け程度しか行っていないにもかかわらず、介護サービスを提供したとして、介護給付費を請求し、受領した。

(3) 返還請求額

2,768,553円（不正受領額：1,977,538円、追加徴収金（※）：791,015円）

※不正受領額の40%（法第22条第3項の規定による）

(4) 処分の内容

指定の効力の全部停止3か月（令和7年3月1日から令和7年5月31日まで）

2 利用者への対応

利用者へのサービス継続を図るため、処分決定日（令和6年12月25日）から約2か月後を効力発生日とし、それまでに停止期間中のサービス提供を行う別事業者を確保するよう上記事業者を求める。

<参考> 「訪問介護」「介護予防型訪問サービス」「生活支援型訪問サービス」とは

ホームヘルパーが居宅を訪問し、高齢者に対して、入浴、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活援助を行うサービス。

対象者は、「訪問介護」は要介護認定者（要介護1～5）、「介護予防型訪問サービス」及び「生活支援型訪問サービス」は主に要支援認定者（要支援1～2）を対象としている。

「介護予防型訪問サービス」は、介護の専門職による支援が必要な方への身体介護及び生活援助の提供、「生活支援型訪問サービス」は、介護の専門職による支援を必要としない方への生活援助の提供。

【問い合わせ先】

福祉局 高齢社会部 事業者指導課

TEL 733-5348（内線2106）立山、三原